

金融機関のロゴマークが印刷された偽造書類を使ってキャッシュカードをだまし取る手口の詐欺にご注意ください。

金融機関を名乗り、同金融機関のロゴマークが入った偽造書類を持参してキャッシュカードをだまし取ろうとする詐欺が発生しています。

【詐欺の手口】

- ・市役所職員を名乗る者から「還付金の請求期限が過ぎているため、手続が必要です。取引金融機関はどちらでしょうか。」などといった電話があります。
- ・後刻、取引金融機関を名乗る者が被害者宅を訪問し、同金融機関のロゴマークが入った偽造書類を見せ、手続きと称して署名を求めます。
- ・同時に、「キャッシュカードが古くなっているため、切り替える必要があります。」などと説明し、キャッシュカードを預かるとともに、キャッシュカードの暗証番号を聞き出そうとします。

還付金手続きにおいて、当金庫がキャッシュカードをお預かりすることや、キャッシュカードの暗証番号をお聞きする事は絶対にございませぬ。

万が一、市役所職員や当金庫を名乗る者から不審な電話があった場合は、迷わず、お近くの警察署・当金庫窓口、または下記へお問合せください。

【お問合せ先】

平日9時～17時 大和信用金庫 事務管理部

TEL. 0120-032-186